

戦没者遺族の思いと記憶の次世代継承資料作成業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

戦後 80 年以上が経過し、戦争を直接体験された方々は少なくなり、戦没者遺族の思いや記憶を、戦後生まれの次の世代・若い世代へとつないでいくことが課題となっている。

そのため、戦没者遺族の戦中戦後の暮らしや遺族の苦勞を知り、考えるための資料を整備することで、戦後生まれの世代の理解を促進するとともに、次世代継承を推進することを目的とする。

ついては、本事業実施にあたり、必要な業務を委託できる最適な事業者を選定するための企画提案コンペを下記により実施します。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 戦没者遺族の思いと記憶の次世代継承資料作成業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで
- (3) 委託内容 「戦没者遺族の思いと記憶の次世代継承資料作成業務委託仕様書」のとおりに

3 契約上限額 1, 243, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 企画提案コンペ参加者及び契約の相手方に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 契約の相手方に必要な資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 スケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請してください。

ア 提出書類

企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式 1）及び当該申請書の添付書類

イ 提出方法

持参、郵便または民間事業者による信書便により提出してください。

ウ 提出先

15に記載の担当部局

エ 提出期限

令和8年9月2日（水）17時まで（必着）

（2）企画提案コンペに関する質問書の提出及び回答

ア 質問の受付期間

質問書（様式2）により、令和8年8月28日（金）17時までに15の担当部局に電子メールで提出してください。なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行って下さい。

イ 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年8月31日（月）17時までに三重県ホームページに掲載します。

（3）企画提案参加希望者の資格審査及び結果通知

ア 企画提案参加希望者の資格審査

4（1）について、提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）」等に基づき資格審査を行います。

イ 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和8年9月16日（水）17時までにすべての参加意思表示者に対して電子メールにより通知します。

（4）企画提案書等の提出

上記（3）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

企画提案書等については、次のとおり提出してください。

ア 企画提案書提出書（様式4） 1部

社印及び代表者印を押印してください。

イ 企画提案書 8部（正1部、写し7部）

企画提案書に含める事項は次のとおりです。

（ア）作成する資料のデザイン、レイアウト等に関するコンセプトや考え方

（イ）戦中戦後の暮らし、遺族の苦労について、三重県戦争資料館ホームページの体験文集から漫画やイラスト等によりわかりやすく表現するページのデザイン案

○サイズはA4版2ページ（A3見開き1ページ分）とする。

○記載内容は、三重県戦争資料館の「体験文集：留守家族」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/heiwa/17459018283.htm>) を基本とする。ただし、表現方法や言い回しの変更、語句の追加、独自に調査した情報等の追加はいずれも可。

○イラストの挿入点数は指定しない。

○小学校の中高学年が関心を持ってもらえるデザインとする。

(ウ) 業務実績

これまでに独自に企画、編集して作成した類似印刷物の実績（成果品の提出は3種類以内とし、テーマは戦争に限らない。）

(エ) 業務の実施体制

○当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制

○制作関連スタッフの氏名及び実績等

○取材の実施や編集会議への参加に関する考え方

(オ) 実施スケジュール案

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール案

ウ 経費見積書 8部（正1部、写し7部）

(ア) 経費の内訳及び合計額を、消費税及び地方消費税抜きの金額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）で記載してください。

(イ) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

エ 提案事業者の概要書 8部（正1部、写し7部）

社名、役員名、業務内容等がわかるものであれば、ホームページの写しやパンフレット等でも構いません。

オ 提出方法

15の担当部局に持参又は郵送のいずれかで提出してください。

（電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。）

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

※郵送の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。

カ 提出期間

参加資格確認結果通知から令和8年9月24日（木）17時まで（必着）

(5) 企画提案書等の審査

提出された企画提案書について、書類審査及び(6)のプレゼンテーション内容を総合的に評価したうえで最優秀提案を選定し、その結果を令和8年10月1日（木）までに各提案者に通知します。

(6) プレゼンテーションの実施（予定）

ア 実施日：令和8年9月29日（火）

イ 場 所：県庁内会議室

ウ 時 間：プレゼンテーション15分、質疑10分（予定）

開始時刻については、改めて通知します。

エ 説明者：3人までとします。

オ 方法：対面またはオンラインとし、別途通知します。

カ その他：

- ・提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明を基本としますが、ウェブサイトの動作説明等のためにPC画面等を提示したい場合は、必要最小限に限り可能とします。ただし、審査する内容は、あくまでも提出済みの企画提案書の内容とし、提示する画面等は参考とします。
- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に令和8年9月25日（金）（予定）に電子メール又は電話により通知します。
- ・必要があると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

（7）評価項目

審査にあたっては、次の項目について、評価を行います。

ア 目的適合性（比重配点 ×4）

- ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 企画性（比重配点 ×5）

- ・若年世代が、戦没者遺族の思いや記憶への理解を深めることができる訴求力のある内容となっているか。
- ・効果的な事業の実施に向けた創意工夫を講じており、かつ、実現可能な提案内容となっているか。

ウ 専門性（比重配点 ×5）

- ・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウを有しているか。
- ・取材や編集に関するノウハウを有しているか。
- ・過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

エ 業務遂行力（比重配点 ×4）

- ・提案内容の業務実施に必要な体制が整っているか。
- ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。
- ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。

オ 経済性（比重配点 ×2）

- ・費用対効果の観点から事業予算額は妥当か。見積額及び積算内訳や根拠は適当か。

（8）最優秀提案者に提出を求める資料の内容

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月前以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）

ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す契約実績証明書（該当する契約実績がある場合のみ）

※契約保証金の免除を判断するために、提出いただきます。

※４（２）を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移りません。

エ 電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」

※「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」の様式は、県ホームページの次のページからダウンロードできます。トップページ > 電子入札 > 物件等調達（物品・役務）> 電子契約サービスについてはこちら

（９）契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結します。

6 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- （１）企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- （２）提案者が本企画提案コンペに対して２以上の提案をしたとき。
- （３）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （４）参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- （５）提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- （６）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約方法

- （１）契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。
- （２）契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とします。また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第７５条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第７５条第４項１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- （３）契約書は２通作成し、双方各１通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額（１円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

10 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとします。

14 その他

(1) 企画提案に必要な経費については、各提案者の負担とします。

(2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。

(3) 提出されたすべての書類は返却しません。

(4) 提出されたすべての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(5) 選考経過は公表しません。

(6) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 企画提案の内容は、受託者選定を目的としたものであり、当該企画提案の一部について変更する場合があります。

1 5 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部 地域福祉課 援護班 落合、伊藤

TEL：059-224-3092

E-MAIL：fukushi@pref.mie.lg.jp